

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（概要）

愛玩動物看護師法（以下「法」という。）は令和元年6月28日に公布。
本検討会は令和2年8月に設置され、令和3年3月22日まで検討会及びワーキング
チームが計9回開催された。

1. 大学及び養成所において履修すべき科目及びその到達目標

- 愛玩動物看護師となるために大学及び養成所において履修する科目は、基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学及び実習の5科目群に区分される31科目とする。
- 養成所においては、31科目の合計の授業時間数の下限を1,800時間とする。

2. 国家試験の実施方法

- 出題範囲は、基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学に区分される24科目とする。
- マークシート方式により200～240問（目安）を出題（試験日数は1日間）する。
- 合格基準は、必須問題の正答率70%以上かつその他の問題の正答率60%以上とする。
- ※予備試験の出題数は、国家試験の半数程度とし、合格基準は、正答率60%以上とする。

3. 受験資格の特例

- 経過措置期間（令和4年5月1日～令和9年4月末日）において、以下のいずれかの要件を満たす者を、受験資格の特例措置の対象とする。

（いわゆる既卒者・在学者について）

- ・法の施行日前に大学又は養成所に入学し、認定動物看護師教育コアカリキュラム2019と同等以上の内容を履修し（大学においては履修した上で卒業し）、所定の講習会を修了していること。
- ※ 養成所においては、認定動物看護師教育コアカリキュラム2019に係る授業時間数の下限を1,650時間とする。

（いわゆる現任者について）

- ・愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の業務を5年以上（例えば、常態として週1日以上勤務している期間を通算）行い、所定の講習会を修了し、予備試験に合格していること。
- ※ 主務大臣が現任者と同等以上の経験として認める期間は、動物看護師を養成することを目的とした教育機関における修学期間等とする。
- ※ なお、法に基づき、予備試験に合格した者は、経過措置期間終了後も国家試験を受験することが可能である。

- 講習会の総時間数は30時間を目安とし、オンラインによる実施も可能とする。

※ 認定動物看護師の資格取得者は一部の講習を受講対象から除外する。